

【平成26年度国民健康保険税】

	内容	医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金
所得割額	前年の総所得金額等から基礎控除額33万円を引いた額の	7.45%	2.5%	1.3%
均等割額	加入者1人につき	28,000円	9,000円	13,000円
限度額	1世帯の上限額	51万円	14万円	12万円

■ **納税通知書を送付します**  
7月上旬に平成26年度国民健康保険税納税通知書を送付します。税率などは前年度と変更ありません。

みなさんに納めていただく国民健康保険税は、健康で生き生きとした生活を守るための医療費に充てる大切な財源です。安心して医療が受けられるよう、保険税は納期限内に納めましょう。



■ **納税の納付方法**  
納付書が同封されているかたは、市役所や金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納期限内に納めてください。

■ **納付が困難なときはご相談を**  
災害や特別の事情で生活が著しく困窮し、納付が困難なときは、申請により保険税や一部負担金の減免、高額療養費受領委任払い制度などを受けられる場合があります。また、会社の倒産や解雇、雇い止めなどで離職したかたには、保険税を軽減できる制度が設けられています。お早めにご相談ください。

■ **休日納税相談窓口**  
日時：7月19日(土)・26日(土)・27日(日) 9時～17時  
場所：国民健康保険課 市役所 本庁舎1階11番窓口  
※催告書と印鑑を持参ください。



【国民健康保険税均等割額の軽減判定基準】

加入者数	加入者の前年総所得金額等の合計額		
	1人	57.5万円以下	78万円以下
2人	82万円以下	123万円以下	
3人	106.5万円以下	168万円以下	
4人	131万円以下	213万円以下	
5人以上	33万円+(24.5万円×加入者数)以下	33万円+(45万円×加入者数)以下	
軽減割合	7割	5割	2割

※加入者には国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したかたも含まれます。

■ **高齢受給者証の送付**  
70～74歳のかたに8月1日からお使いいただく「高齢受給者証」を7月中旬に送付します。  
なお、一部負担金の割合は、平成26年度住民税課税標準所得に基づいて判定します。

■ **軽減判定基準の拡充**  
世帯の前年総所得金額等が一定の基準以下の場合、均等割額が軽減されます。  
平成26年度から5割・2割軽減の範囲が拡大します。

問い合わせ…国民健康保険課 ☎048-259-7669 (納税に関することは☎048-259-7671) FAX048-252-4471

平成26年度の保険料

年間保険料 限度額57万円 = 均等割額 42,440円 + 所得割額 (総所得金額等-33万円)×8.29%

※保険料の率は埼玉県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに決定されます。  
※保険料は個人単位で計算されます。

- 年度途中に加入されたかた
  - 普通徴収のかたは、納め忘れがない口座振替がおすすです。ご希望のかたは納付書裏面に記載の金融機関で直接お申し込みください。
  - 特別徴収のかたは、口座振替に変更することができます。ご希望のかたはお問い合わせください。
  - 介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えるかた
  - 介護保険料が年金から天引きされていないかた
  - 年金の受給額が年額18万円未満のかた
- **保険料の納付方法**  
保険料は原則として年金からの天引き(特別徴収)となりますが、次のかたは納付書または口座振替などで、7月から2月までの8期に分けて納めてください(普通徴収)。

■ **新しい被保険者証を送付します**  
被保険者証は毎年8月1日に更新されます。8月1日以降は、7月中旬に簡易書留郵便で送付される被保険者証をお使いください。

■ **後期高齢者医療制度に加入しているみなさんへ**

川口市マスコット「きゅぼらん」

問い合わせ…高齢者保険事業室 ☎048-259-7653 FAX048-258-0670

東日本大震災で避難されているかたへ

東日本大震災に伴う東京電力福島原発事故の避難指示等対象地域から本市に転入し、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されたかたは、減免を受けられる場合があります。各担当課(室)へご確認ください。